



2021年11月19日

各位

会社名 株式会社 中村超硬
代表者名 代表取締役社長 井上 誠
(コード番号：6166 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 藤井 秀亮
(TEL：072-274-1072)

当社に対する仲裁申し立てに関するお知らせ

当社は、江蘇三超金剛石工具有限公司（以下「江蘇三超社」という。）より、下記のとおりシンガポール国際仲裁センター（SIAC）における仲裁の申し立てを受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 仲裁申立の概要及び経緯

当社が江蘇三超社との間で2019年8月30日に締結した、当社所有のダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡及びダイヤモンドワイヤ製造に関する技術供与に係る契約（以下「本件契約」という。）に関し、江蘇三超社より、2021年11月17日に当社の契約義務の履行がなされなかったとして、本件契約を解除するとともに損害賠償請求する仲裁申立がSIACになされました。

2. 仲裁を申し立てた者の概要

(1) 名称	江蘇三超金剛石工具有限公司
(2) 所在地	中国江蘇省句容市開發区致遠路66号
(3) 代表者	鄒余耀

3. 仲裁申立の内容及び損害賠償額

江蘇三超社は、当社の債務不履行を理由として本件契約を解除するとともに、以下の損害賠償を要求しております。

(1) 本件契約の対価として江蘇三超社が当社に支払った代金の返還	9.9億円
(2) 当社の債務不履行による直接損害額	19,766,134.97円 (約3.5億円)
(3) 生産設備の未稼働による逸失利益	59,060,371.00円 (約10.6億円)
(4) 本仲裁費用	実費

4. 今後の対応

当社としては、本件契約の義務の履行は完了しており、江蘇三超社の主張する契約解除事由には該当しないと考えております。本件については、今後の仲裁手続きを通じて当社の正当性を主張するとともに、江蘇三超社に対し本件契約代金の未払い額（約 12.1 億円）の請求を行う予定としております。

なお、本件については、2021年10月29日に開示した「業績予想の修正及び特別損失の発生」において2022年3月期の業績見通しから控除しており、現段階において本仲裁が当社の業績に与える影響等はないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上